HARP: Hiroshima Associated Repository Poratl

# コンテンツ収集のための アプローチ

HARP第4回ミーティング資料

2007.12.14 広島大学図書館 尾崎文代



# 枠はできた、その先は?

- コンテンツは一度登録して終わりではない。大学の成果がある限り、リポジトリも成長。
- この先、コンテンツが黙っていても集まるように、今は黙っていられない時。
- 話をしに出かけなければ始まらない。

誰に何を伝えるのかによって 戦略をたてよう



## 誰に何を伝えるのか

- 大学当局に合意を得る
- ▶ 図書委員会で報告する
- 教員へコンテンツ提供を求める
- 紀要編集委員会に提供を求める
- ▶ HARPのスタートを全学的に知らしめる



# 大学当局に合意を得る

- 大学としてのメリットを強調する
  - 機関の研究活動成果の固定と保存
  - ・ 研究機関としての知名度向上
  - ▶ 教育·研究活動に係る社会への説明責任の履行
  - 大学ブランドの確立



## 図書委員会で報告する

- 大学としてのメリット
- 図書館としてのメリットを強調する
  - 機関の情報発信に一役買う
  - 図書館の存在価値の向上
- 委員には(もちろん)広報をお願いする

その前に…委員の論文をまず登録しておくことも肝心



## 教員へコンテンツ提供を求める:その1

#### 説明会の開催

- ▶ 教授会ならば、10分程度割込む
- ▶ 一般参加は期待薄 (個別に参加をよびかける)
- 最初(何をするのか)と最後(何をお願いするのか)が肝心



### 教員へコンテンツ提供を求める:その2

個別にコンタクトをとる

- ▶ 教員の著作リストを持参し、登録できるものの 許可だけもらう
- ▶ 知り合いの先生は必ず攻める
- ▶ キーパーソンとコンタクトをとる
  - ▶ HiRを検索してみましょう



### 教員へコンテンツ提供を求める:その3

押さえておきたいポイント

- ▶ 専門用語は使わない
- 大学のメリットは言わない
- ▶ 理系には発信を、文系には保存を
- 著作権についてはあっさりと、でもちゃんとしてるぞというところを見せる
- ▶ 分野ごとに具体的な登録例を見せる



### 紀要編集委員会に提供を求める その1

- ▶ 著作権規程を整備してもらう
- 最新号から → 印刷段階からPDFを納品バックナンバー → 許諾は一括か個別か

#### 例1) 著作権は著者

〇〇紀要に掲載された論文の著作権は、当該著作物の著者に帰属する。ただし、〇〇紀要編集委員会は、〇〇紀要に掲載された論文を電子化し、公開することができる。

#### 例2) 著作権は紀要編集委員会

〇〇紀要に掲載された論文の著作権は、〇〇紀要編集委員会に帰属する。ただし、著作者は著作権が学会に帰属する著作物を自ら利用することが出来る。

#### 紀要編集委員会に提供を求める その2

- 発信・保存 と コスト削減を呼びかけ
- ▶ ILLの件数を出すのも効果的、 かも

広島大学ILL受付件数2005-6

順位	雑誌名	受付回数
1	日本新生児看護学会講演集	554
2	広島大学心理学研究	380
3 <b>~</b> 5	日本新生児看護学会誌ほか	
7	広島大学教育学部紀要 第1部	153
8	広島大学教育学研究科紀要 第3部	141
9	総合保健科学	127
9	広島大学教育学部紀要 第2部	127
広島県大学共		

# HARPスタートを全学的に知らしめる

- ▶ 学内向けパンフレット・広報グッズ
- ▶ 大学のトップページからのリンク
- ・イベント
- ▶メディア露出

